

## 城里町入札参加資格審査申請の受付

公共機関が、契約の相手方を選ぼうとする場合、あらかじめ相手方の資格を審査し契約対象者としてふさわしいかどうかを認定しておく必要があります。

そのため、城里町との契約については、入札参加資格審査を受け、城里町の有資格者として認定される必要があります。

平成19年度以降（有効期間：平成19年6月1日～平成21年5月31日）の入札に参加を希望される方は、次のとおり入札参加資格審査申請を受け付けます。

### 対象工種等

①建設業 ②土木建築コンサルタント業等 ③役務の提供等 ④物品の製造・販売等

### 申請資料の配布

請求方法	請求期間	配布方法	お知らせ
来 庁	2月28日まで	用 紙	資料はすべてA4版
H P	2月28日まで	インターネット	町ホームページにアクセスし、ファイルをダウンロード <a href="http://www.town.shirosato.ibaraki.jp/">http://www.town.shirosato.ibaraki.jp/</a>

### 申請資料の受付

受付期間：平成19年3月1日～3月20日

午前9時～午後4時（ただし、正午から午後1時までを除く）

受付場所：城里町役場 第2庁舎 1階会議室

※申請書の提出は持参のみとします。

※承認(却下)通知を送付するため、返信用封筒に切手を貼付したものを添えて提出願います。

### 申請の承認(却下)

承認(却下)通知を平成19年6月1日付で通知します。

※入札参加資格の有効期間は、平成19年6月1日～平成21年5月31日

## 小規模工事等契約希望者登録制度について

この制度は、城里町の入札参加資格者登録を受けていない方で、「少額で内容が軽易な契約」の受注・施工を希望する方を登録し、町が発注する工事、修繕等のうち小規模な工事において積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的とします。

- 対象とする小規模工事等とは、町が発注する小規模な建設工事や修繕等で、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、1件の工事金額が30万円未満のものです。
- 城里町内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人のうち、建設業等を営んでいる方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。（ただし、資格・免許が必要な業種は、申請書に許可証の写しを添付してください。）

※登録の期間は平成19年3月26日から4月2日までですが、これ以降も随時受け付けます。

※申請書は、役場企画財政課管財Gで配布しています。また、町ホームページ「入札情報」にも掲載しています。

問合せ

企画財政課管財G ☎ 029-288-3111(内線243)

HP <http://www.town.shirosato.ibaraki.jp/> ✉ [kanzai@town.shirosato.lg.jp](mailto:kanzai@town.shirosato.lg.jp)